

(令和6年1月1日以降の譲渡)

提出書類(被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却した後又はその全部が喪失した後における譲渡の場合)

提出書類		入手先	注意点
①	被相続人居住用家屋等確認申請書	半田市ホームページ	・空家の相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書一式を提出してください。添付書類は共有します。
②	被相続人の住民票の除票の写し	半田市市民経済部市民課	・コピーは原則不可です。 ・相続発生日以降の取得日であれば有効期限はありません。
③	相続人の住民票の写し	住所を置いている市町村の窓口	・コピーは原則不可です。 ・相続人が複数いる場合、全員の住民票の写しが必要です。 ・譲渡日以降に取得してください。 ・個人番号(マイナンバー)は省略もしくは黒塗りしてください。 ・被相続人の死亡後、若しくは老人ホーム入所後から2回以上転居している方は、戸籍の附票の提出が必要です。
④	敷地等の売買契約書の写し	宅建業者等	・契約書すべての写しが必要です。 ・譲渡日に変更があった場合、変更後の譲渡日が分かる覚書等も必要です。
⑤	敷地の登記事項証明書及び家屋の閉鎖事項証明書	法務局	・コピーは原則不可です。 ・登記事項証明書の提出が難しい場合や、換価分割の場合は遺産分割協議書等をご提出ください。 ・未登記物件の場合、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等を提出してください。
⑥ 以下のいずれか一つ			
(i)	使用中止日が確認できる書類(電気)	電気事業者	・当該家屋(空家)の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出してください。 ・相続から譲渡までの間に使用中止されている必要があります。
	使用中止日が確認できる書類(水道)	※ご相談ください	
	使用中止日が確認できる書類(ガス)	ガス事業者	
(ii)	宅建業者が「現状空き家」と表示した広告	宅地建物取引業者	・宅地建物取引業者による広告が行われているものに限ります。 ・空家を既に解体した後に、「敷地だけの広告をしたもの」は認められません。 例) 宅建業者の広告チラシやホームページを印刷したもの
(iii)	その他		・上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。
⑦	取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の時までの使用状況が分かる写真	申請者本人 宅建業者 解体業者等	・解体前後の写真(同じアングルが望ましい) ・空き家が解体されたことがわかる写真 ・撮影日入り(取壊しから譲渡までの日付、記入も可)のものを提出してください。
⑧ 被相続人が老人ホームに入所していた場合			
(i)	要介護・要支援認定を受けていたことを証する書類	被相続人が生前所持していたもの	・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書等を提出してください。
(ii)	老人ホームの名称・所在地・施設の種類の確認できる書類(入所時の契約書等)	入所先の老人ホーム等	・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に入所されていたことを確認します。
(iii)	使用中止が確認できる書類	各事業所	・⑥(i)と同じ書類
	老人ホームが保有する外出、外泊等の記録	入所先の老人ホーム等	・使用中止日が確認できる書類がない場合のみ必要です。
	その他		・上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。

※空家の相続人が複数いる場合、①「被相続人居住用家屋等確認申請書」以外の書類は、人数分の部数を提出する必要はありませんので、各一通を用意してください。